

奥球磨総合事業 事業所説明会

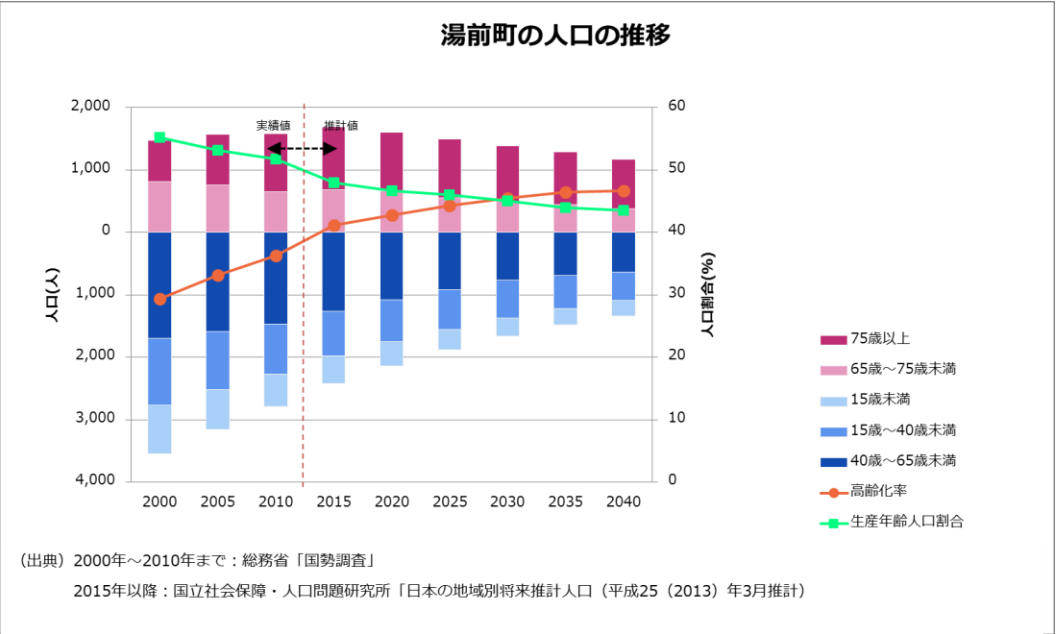
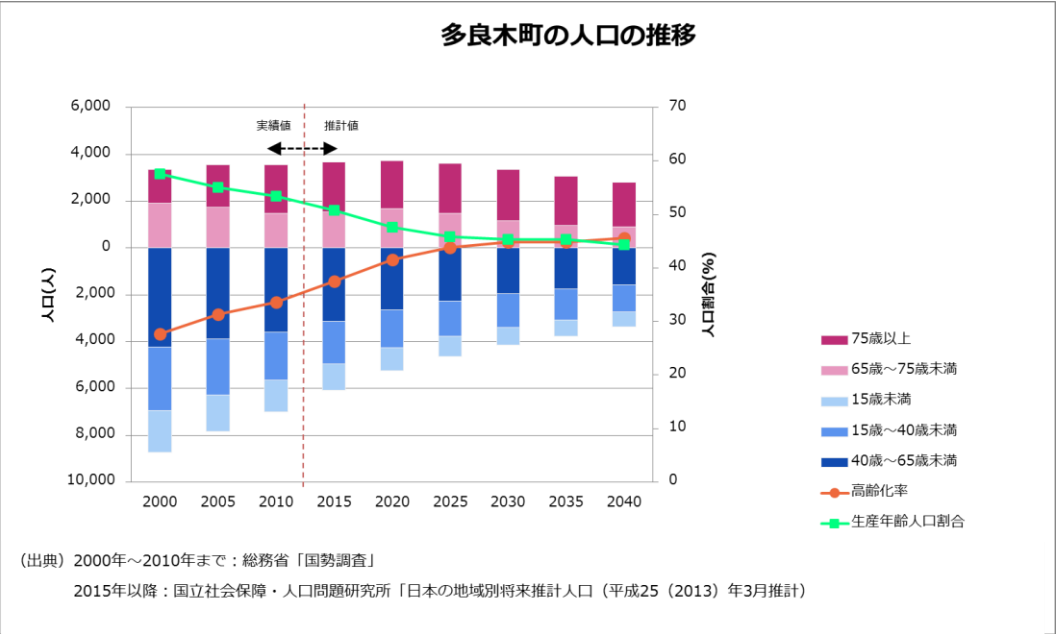
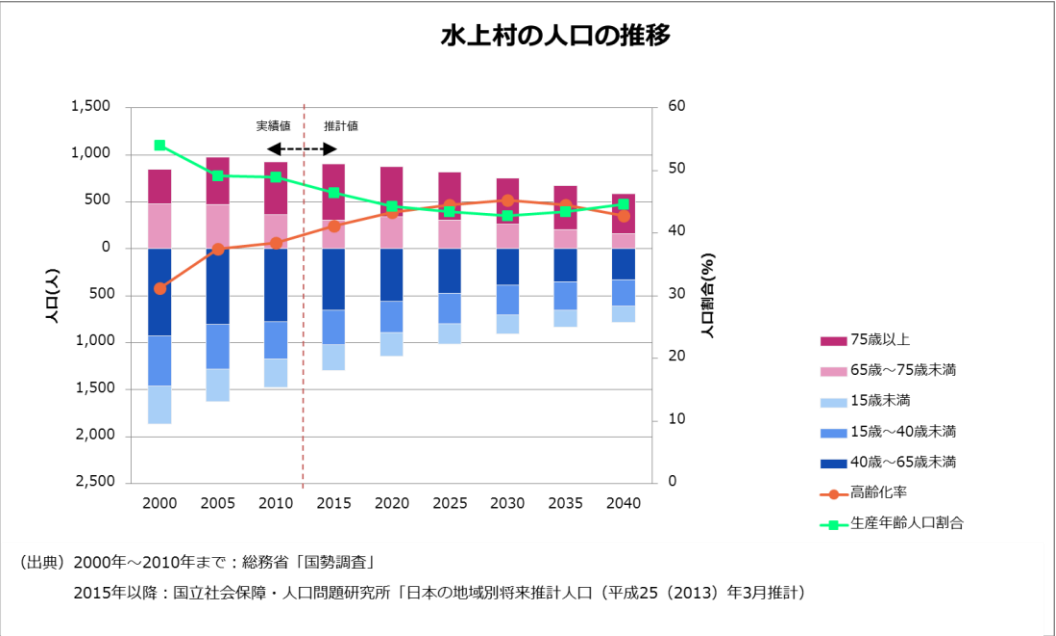
株式会社くまもと健康支援研究所

高齢者人口の推移

水上村 2005以降減少

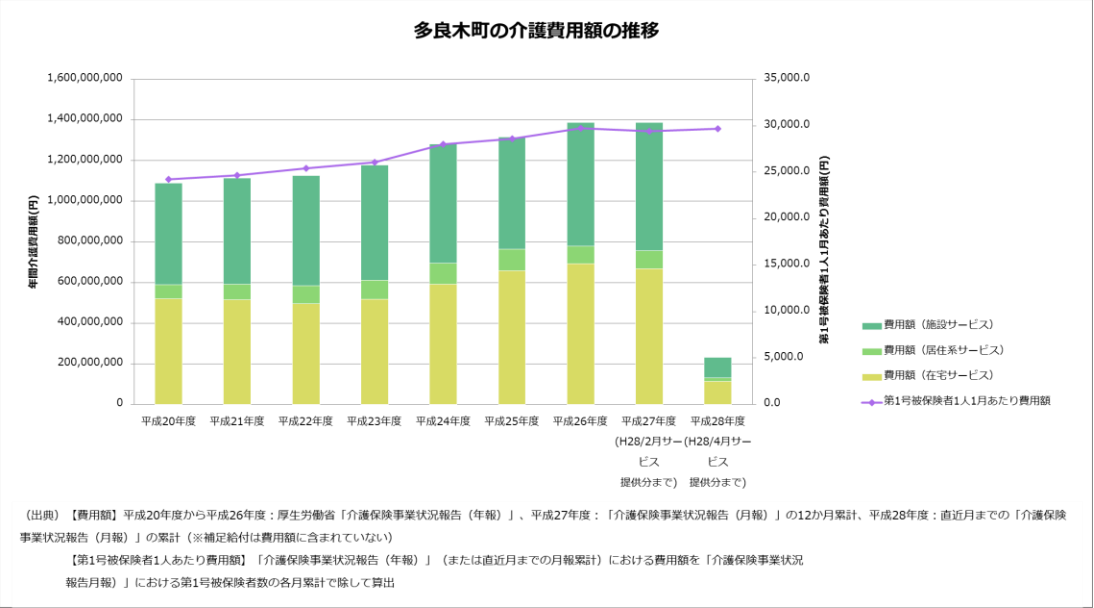
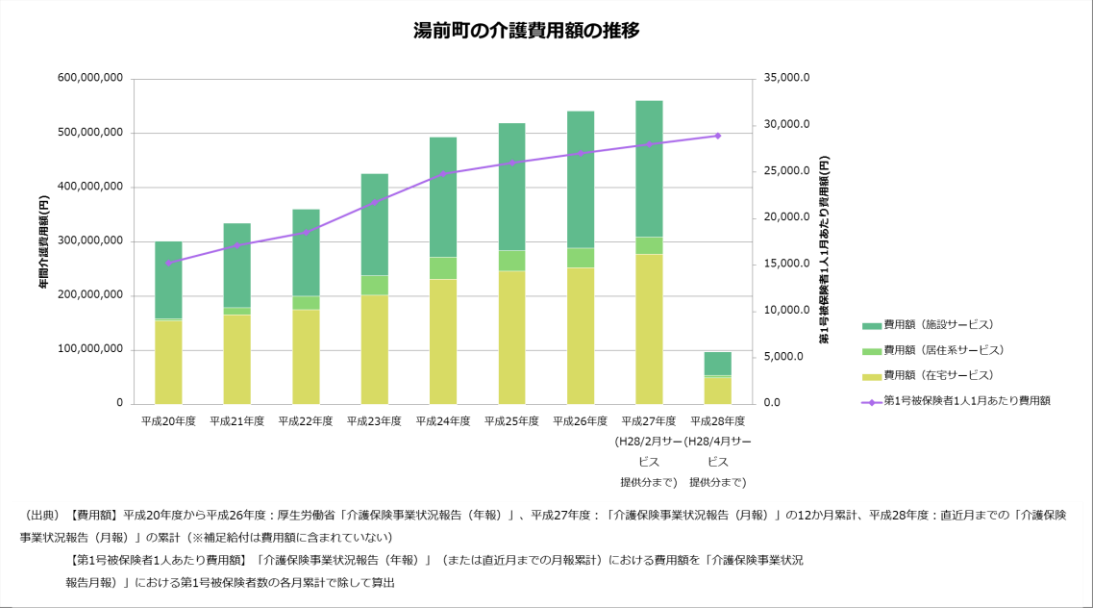
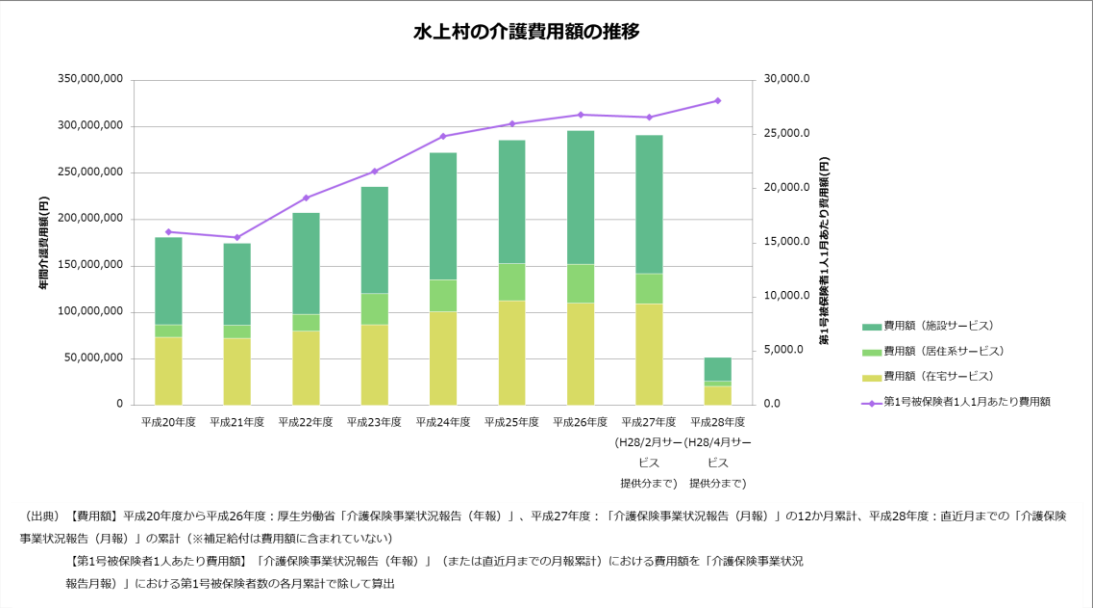
湯前町 2015以降減少

多良木町 2020以降減少



介護費用額の推移

3町村とも右肩上がりで上昇



介護予防・日常生活支援総合事業の目的

(介護保険法第115条の45第1項より)

総合事業は、市町村が中心となつて、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの

介護予防・日常生活支援総合事業への移行の背景

●担い手の減少（生産年齢人口の減少）

要介護リスクが高くなってくる後期高齢者（75歳以上）人口は、今後2025年に向けて増加し続ける一方で、生産年齢（15歳から64歳）人口は継続的に減少し、そのギャップは拡大。

●生活支援ニーズの増加（単身世帯・高齢者のみ世帯の増加）

掃除や買い物、調理などの生活支援ニーズは、多世帯に比べ、単身世帯や高齢者のみ世帯の方が早い段階から顕著に現れやすい。このことから、在宅生活を支えるための生活支援ニーズは、人口の増加以上に、急速に高まってくる。

●専門職の人材不足（要介護者の増加）

在宅介護のニーズが増加する中で、それを支える専門職数の増加は、要介護者の増加に対応できるほどは期待できない。

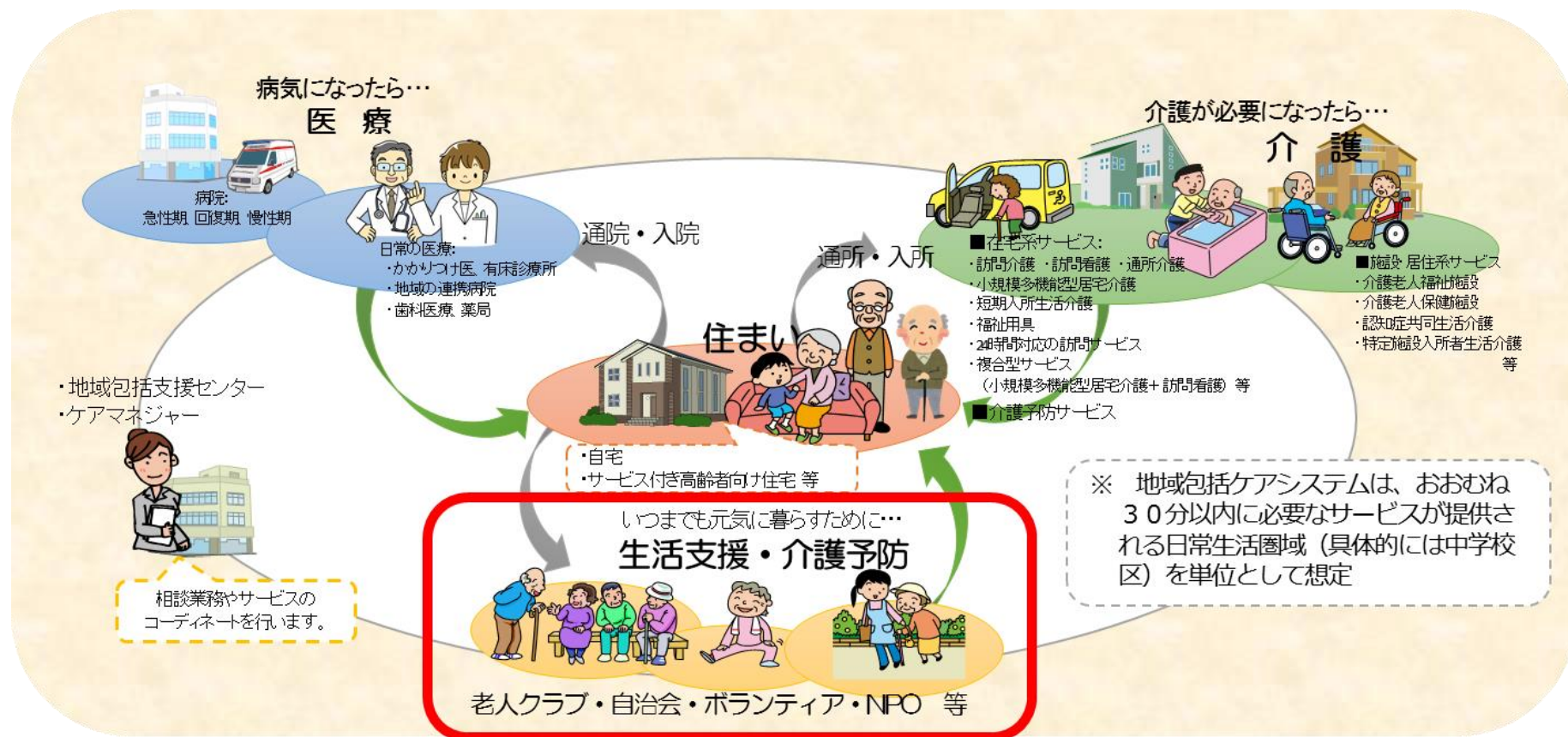
●要支援者のサービスの大部分が専門職でなくても可能なサービス

現在、要支援者の訪問介護サービス利用者のニーズのほとんどは、掃除や買い物、調理といった必ずしも専門職でなくても可能なサービス内容となっている。これらを、高齢者等を含む多様な主体が提供することで、地域の実質的な担い手を増やすことが可能。

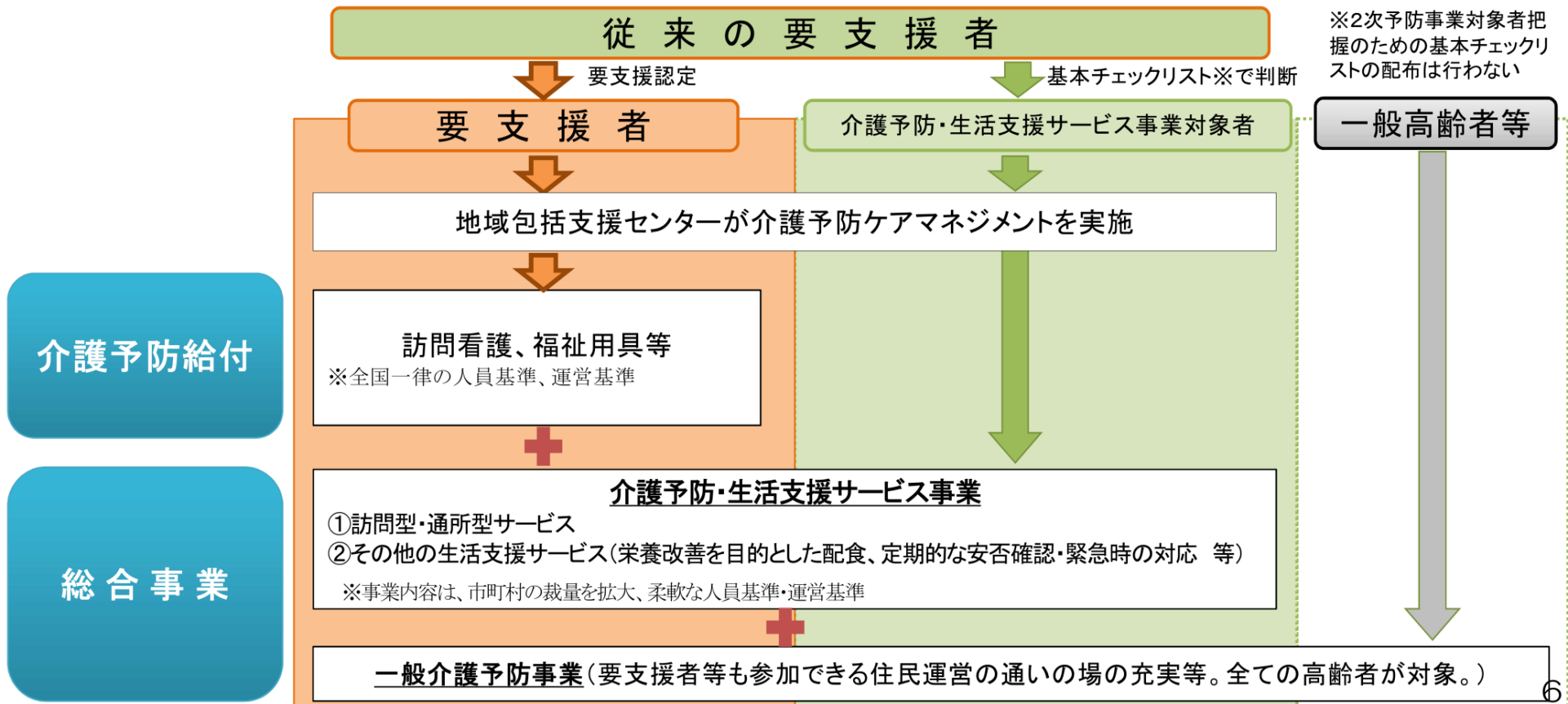
●社会保障費の抑制

地域包括ケアシステム

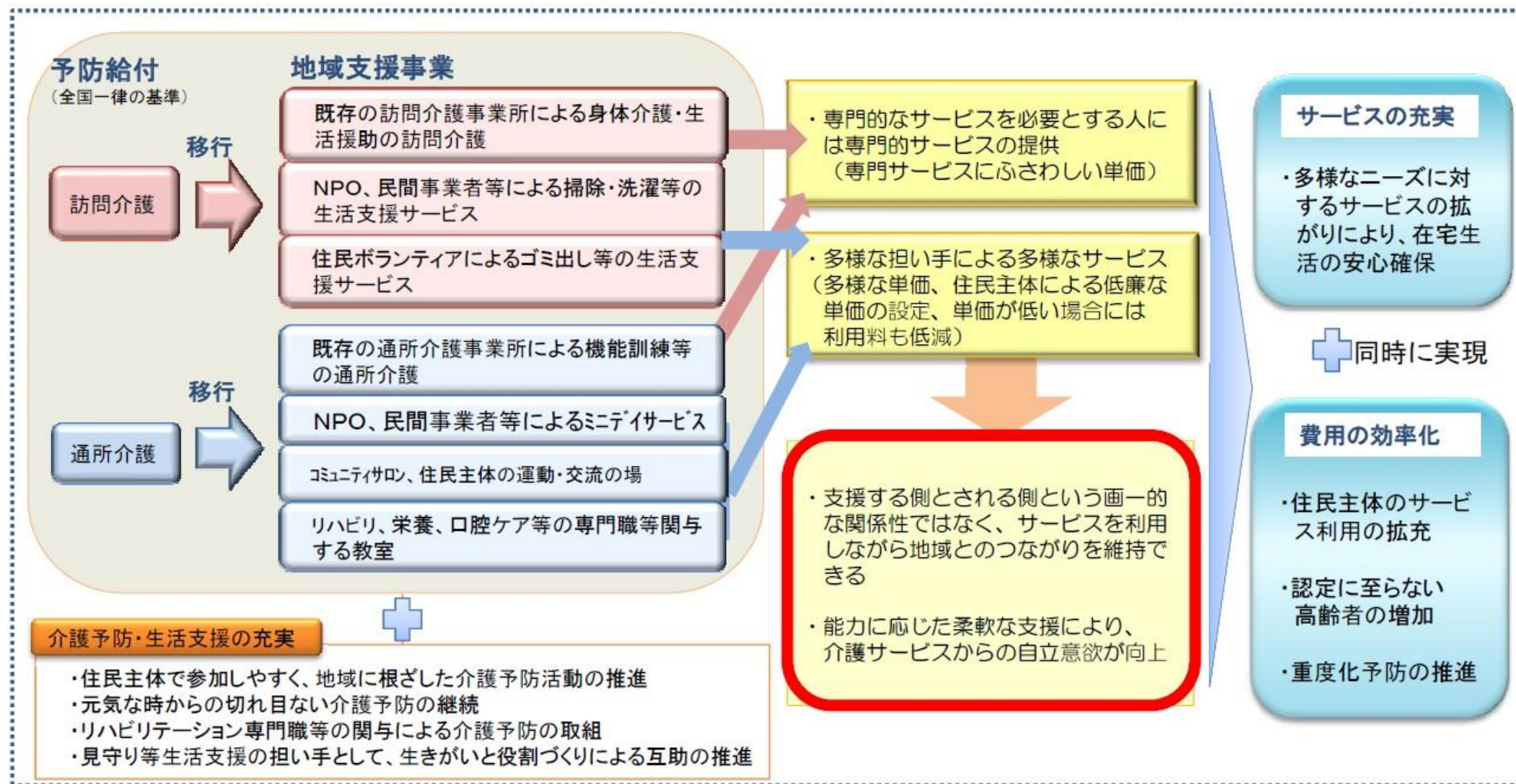
団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現



- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に（基本チェックリストで判断）。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



予防給付の見直しと生活支援サービスの充実



総合事業の移行に対する基本的な考え方（共通） 1/2

基本的に既存サービスをそのまま移行し、第7期介護保険事業計画の策定に合わせ、検討を進めます。

移行時期

平成29年4月1日（更新のタイミングで切り替え）

→現在、要支援者でホームヘルプやデイサービスを利用している方は、引き続き同様のサービス（現行報酬単価）を利用可能

総合事業への移行イメージ

実施時期 平成29年4月1日

それまでに要支援認定を受けている方は移行時期が異なる

一次予防・二次予防については4月1日から総合事業へ移行

	平成29年				平成30年	
		総合事業開始				完全移行
	3月	4月	5月	6月	2月	3月
H29.4月以降 新規認定者		総合事業サービス利用開始				
H29.3.31 有効期限	予防給付サービス	総合事業サービス利用開始				
H29.4.30 有効期限	予防給付サービス	予防給付サービス	総合事業サービス利用開始			
H29.5.31 有効期限	予防給付サービス	予防給付サービス	予防給付サービス	総合事業サービス利用開始		
H30.2.28 有効期限	予防給付サービス	予防給付サービス	予防給付サービス	予防給付サービス	予防給付サービス	総合事業サービス利用開始

総合事業の移行に対する基本的な考え方（共通） 2/2

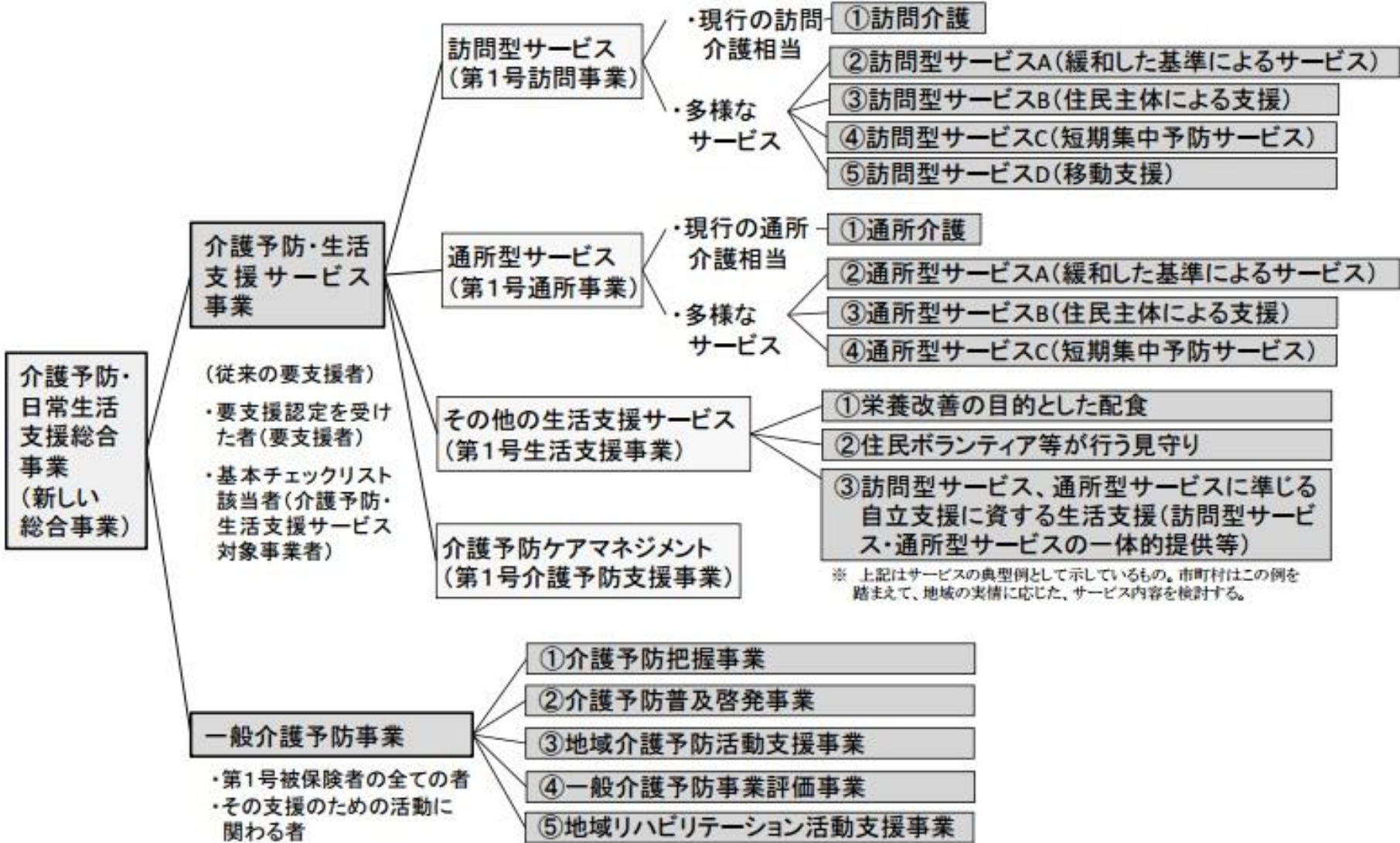
地域における通いの場

65歳以上のすべての方を対象として、住民主体及び業務委託による通いの場の検討を進める

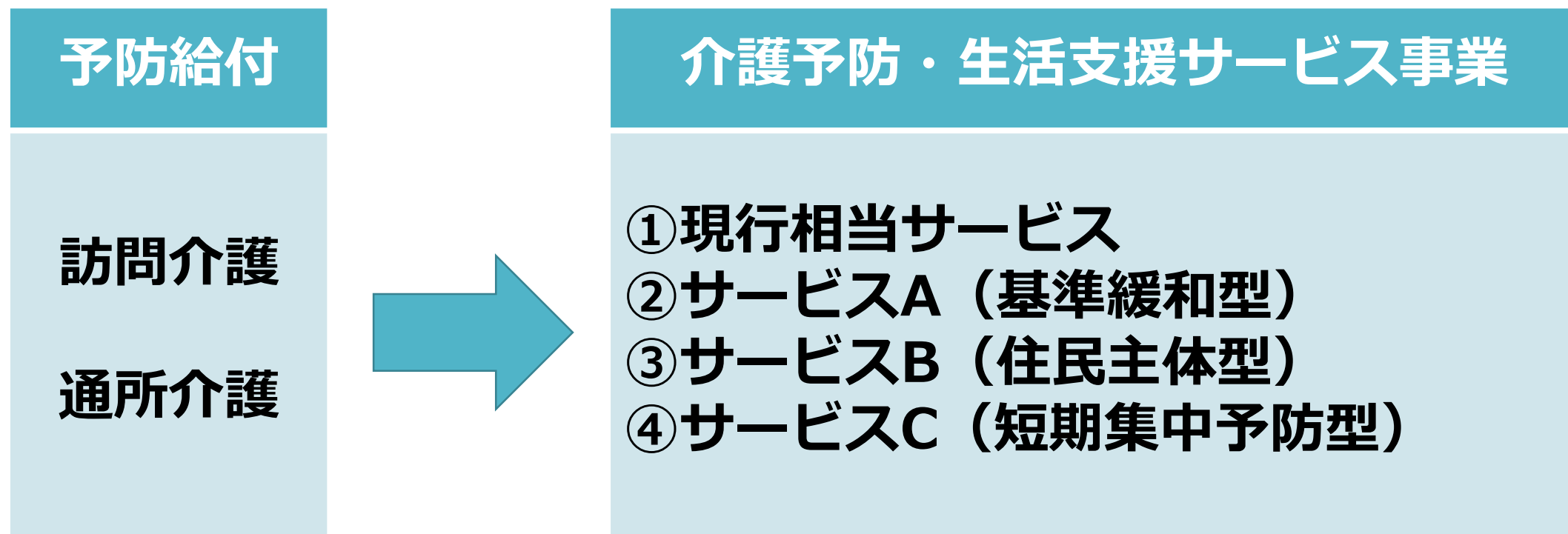
基準緩和型サービス（サービスA）

現行の単価を下回る基準緩和型の訪問及び通所型のサービスについて、検討を進める

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成（案）



介護予防・生活支援サービス事業開始後の主な変更点



国が示す訪問型サービス類型（第1号訪問事業）

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

国が示す通所型サービス類型（第1号通所事業）

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

現行相当サービスの内容（案）

サービス名	介護予防訪問介護相当サービス	介護予防通所介護相当サービス
サービス内容	身体介護、生活援助（介護保険制度における基準通り）	現行のサービス内容と同様
実施方法	事業者指定	事業者指定
人員	管理者：常勤・専従1以上 訪問介護員等：常勤換算2.5以上 サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（国基準と同様）	管理者：常勤・専従1以上 生活相談員：専従1以上 看護職員：専従1以上 介護職員 ～15人：専従1以上 15人～：利用者1人に専従0.2以上（生活相談員・介護職員の1以上は常勤） 機能訓練指導員：1以上（国基準と同様）
設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品	食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）、静養室、相談室、事務室、消化設備その他の非常災害に必要な設備、必要なその他野設備・備品
運営	現行の基準と同様	現行の基準と同様
事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払



訪問型サービスの取組方針（H29）

サービス名	サービス内容	多良木町	湯前町	水上村
①現行相当サービス （みなし）	現行の介護予防訪問介護相当のサービス	○	○	○
②サービスA （基準緩和型）	それぞれの町村の独自の基準により、掃除、買い物、調理、洗濯等の生活援助を行うサービス	平成30年度以降の 実施に向けた検討 を開始		
③サービスB （住民主体型）	住民主体（ボランティア・自主活動）による掃除、買い物、調理、洗濯等の生活援助を行うサービス			
④サービスC （短期集中予防型）	訪問による介護予防が必要な方を対象に保健師等が訪問し、社会参加を高めるための相談・指導等を実施			
⑤サービスD （移動支援）	通院等の送迎前後の付き添い支援			

通所型サービスの取組方針（H29）

サービス名	サービス内容	多良木町	湯前町	水上村
①現行相当サービス (みなし)	現行の介護予防通所介護相当のサービス	○	○	○
②サービスA (基準緩和型)	運動プログラムを中心とした2～3時間程度の短時間サービス	平成30年度以降の実施に向けた検討を開始		
③サービスB (住民主体型)	住民主体による体操、運動等の自主的な通いの場			
④サービスC (短期集中予防型)	現行の二次予防対象者向け介護予防事業に相当するサービス	検討中		1か所

総合事業の支給限度額等について

介護保険被保険者証に記載されている要介護状態等区分	支給限度額	認定期間
総合事業対象者	5,003単位（新設）	24ヶ月
要支援 1	5,003単位 （現行どおり変わりなし）	更新の場合、最大24カ月（予定） 新規・区変は現行どおり
要支援 2	10,473単位 （現行どおり変わりなし）	更新の場合、最大24カ月（予定） 新規・区変は現行どおり

総合事業における事業者の指定について

みなし指定を受けている事業者

平成29年3月31日までに介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業者(みなし指定を受けない旨の申出(別段の申出)を提出した事業者を除く。)につきましては、みなし指定が適用され、**現行相当サービスの提供に関しては、平成30年3月31日までは指定を受ける必要はありません。**

介護予防サービスについて、平成30年3月31日よりも前に有効期限が満了する事業者は、都道府県に更新申請が必要となります。

みなし指定を受けていない事業者

平成29年4月以降に、介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービスの事業の実施を希望する事業者は指定申請が必要となります。

総合事業における事業者の指定について

	サービス種類	サービスコード種類	単位	基準	届出
平成29年3月31日までに、既に指定※を受けている事業者	みなし指定	A 1 (訪問) A 5 (通所)	現行と同様	現行と同様	不要
平成29年4月1日以降、新しくサービスを開始する事業者	現行相当	A 2 (訪問) A 6 (通所)	現行と同様	現行と同様	必要

※ 介護予防訪問介護または介護予防通所介護の事業者指定

総合事業の移行に伴う定款・運営規定について

定 款

事業の目的として、以下に示すような事業の記載がない場合は、定款の変更が必要となります。

- ・ 介護保険法に基づく **第1号訪問事業**
- ・ 介護保険法に基づく **第1号通所事業**

運営規定

定款やサービス基準等にあわせ、適宜見直しが必要となります。

利用者との契約・重要事項説明書等について

契約書・重要事項説明書

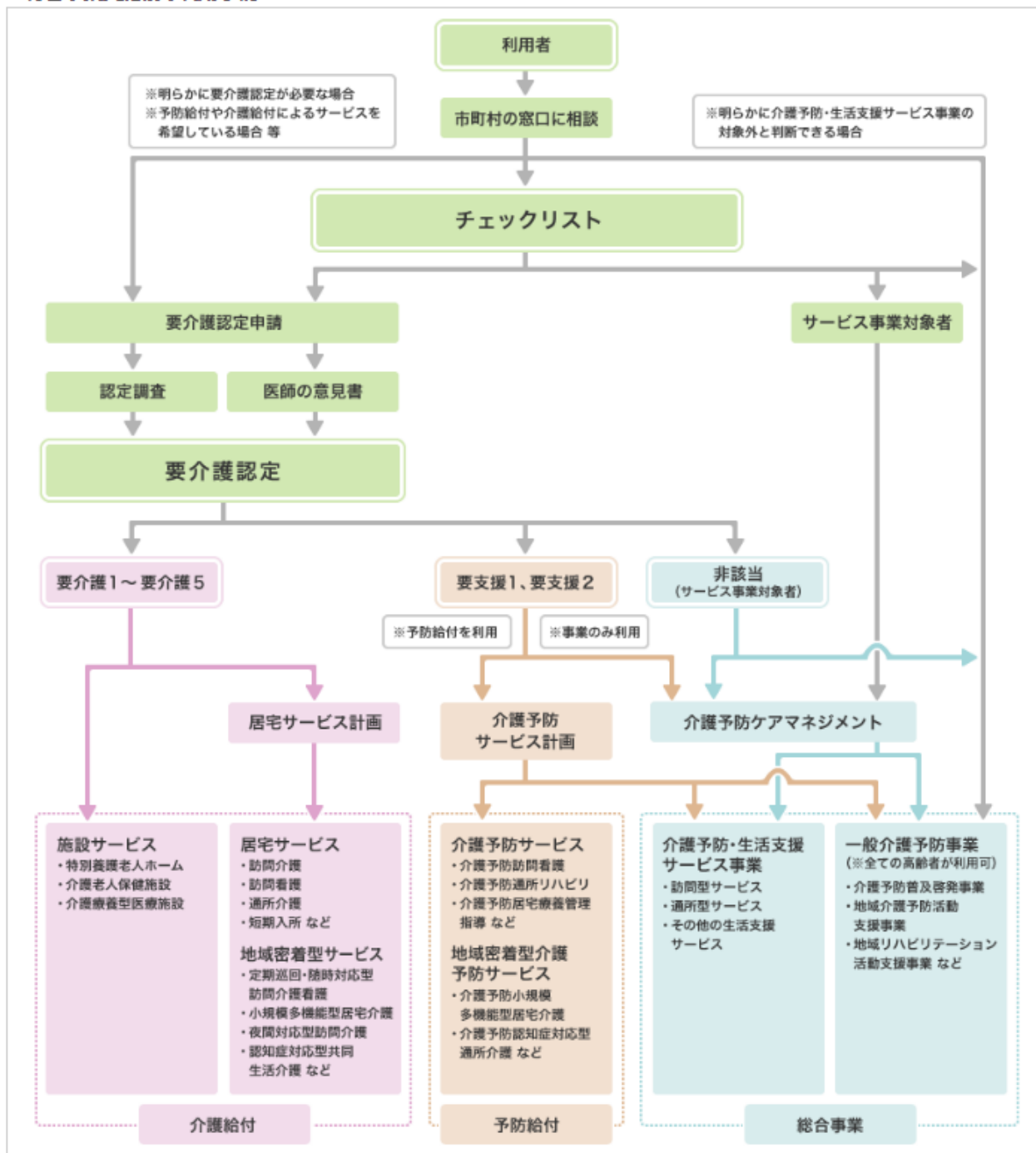
予防給付から総合事業へ移行した場合は、**総合事業の契約書・重要事項説明書の取り直しまたは変更同意書が必要**になります。

※現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に係る契約は、総合事業には適用されません。

現在契約中の 要支援者（１・２）	今後新たに契約を結ぶ 要支援者（１・２）
更新の際に 契約変更手続が必要	総合事業に対応した、新たな契約書及び重要事項説明書様式での契約が必要

文書の保存について

総合事業の実施主体は市町村であることから、保存にあたっては地方自治法第236条第1項の規定が適用され、会計年度の終了後、**5年の保存**が必要となります。



総合事業実施後の利用手続

基本チェックリストは、従来のような二次予防事業対象者の把握のためという活用方法ではなく、相談窓口において、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを事業で利用できるよう本人の状況を確認するツールとして用いる。

介護予防ケアマネジメントでは、利用者本人や家族との面接にて基本チェックリストの内容をアセスメントによって更に深め、利用者の状況や希望等も踏まえて、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービス利用につなげる。

総合事業における介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント

介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて本人が自立した生活を送ることができるよう、ケアプランを作成します。

平成29年度当初は、ケアマネジメントAのみ（現行と同様）を行う予定です。

	内容	サービス
ケアマネジメントA	原則的なケアマネジメント	現行相当サービス・通所C
ケアマネジメントB	簡略化したケアマネジメント	
ケアマネジメントC	初回のみのケアマネジメント	

まとめ 1/3

開始時期

- 3町村ともに**平成29年4月1日から**総合事業を開始。
- 4月から一斉に移行するのではなく、**認定有効期間終了後から順次移行。**

サービスについて

- 現行の介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスの
み移行。**

請 求

- サービスコードが変更**となります。移行期間中は、予防給付の利用者と総合事業の利用者が混在するので注意が必要となります。

まとめ 2/3

総合事業の移行に伴う書類の整備

- 定款・運営規定・重要事項説明書・契約書等に変更が必要となる場合があります。

文書の保存

- 会計年度終了後、**5年の保存**が必要になります。

指定申請の手続き

- みなし指定を受けている事業者は申請は必要ありません。
- 新たにサービスの提供を開始する場合は、市町村に申請が必要となります。

まとめ 3/3

介護予防サービス事業所の更新申請の手続

- 平成30年3月31日よりも前に有効期限が満了する事業者は、都道府県に更新申請が必要となります。
- 更新を行わない場合は、総合事業に切り替わっていない要支援者に対してサービスの提供ができなくなります。